

広島市告示第 392 号
令和 7 年 7 月 29 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アルク井口明神店
- (2) 所在地 広島市西区井口明神一丁目 10 番 131 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 N T T 西日本アセット・プランニング
代表取締役 井上 登晃
大阪市都島区東野田町四丁目 15 番 82 号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社 N T T 西日本アセット・プランニング
代表取締役 盛山 弘一
大阪市都島区東野田町四丁目 15 番 82 号
(変更後) 株式会社 N T T 西日本アセット・プランニング
代表取締役 井上 登晃
大阪市都島区東野田町四丁目 15 番 82 号

4 変更年月日

令和 7 年 6 月 17 日

5 届出年月日

令和 7 年 7 月 17 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号
広島市西区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和7年7月29日から同年11月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年11月29日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課